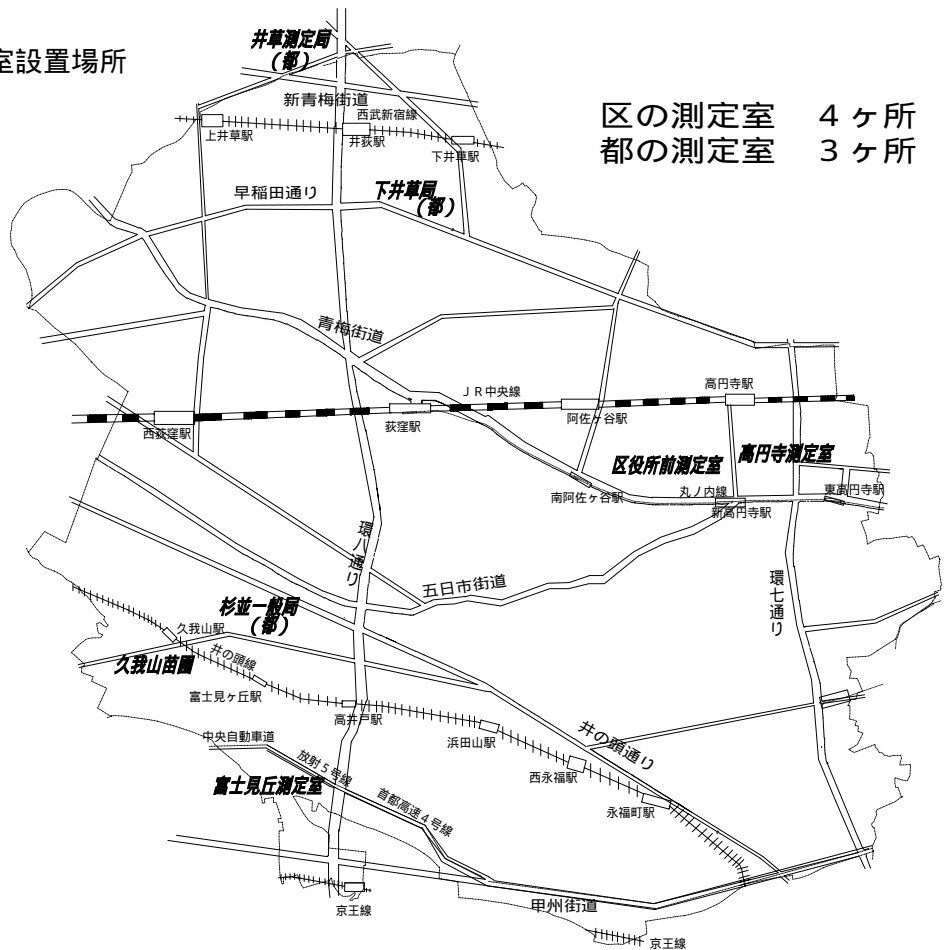


1 公害の防止

(1) 大気汚染の状況 大気汚染常時測定

<第1-1-1図> 測定室設置場所



<第1-1-1表> 測定室別測定項目

	測定室名	所在地	採気口 高さ(m)	測定項目							
				SO ₂	NO _x	O _x	CO	SPM	NMHC	気象	騒音
区 施 設	区役所前	杉並区役所 杉並区阿佐谷南1-15-1	4.0	○	○	○	○	○		○	○
	富士見丘	区立富士見丘小学校 杉並区上高井戸2-16-13	1.6	○	○	○	○	○	○	○	○
	高円寺	清掃事業所 杉並区高円寺南2-36-31	4.0		○		○	○		○	
	久我山苗圃 《機器単体》	久我山苗圃 杉並区久我山2-7	1.6		○						
都 施 設	井草	井草三丁目第二アパート 杉並区井草3-23	15年6月 測定局廃止		○		○	○			
	下井草	区立中瀬中学校 杉並区下井草4-3-29	4.4		○			○			
	杉並一般	区備蓄倉庫隣 杉並区久我山5-36-17	4.2		○	○		○	○	○	

SO₂ : 二酸化硫黄 NO_x : 窒素酸化物 O_x : 光化学オキシダント CO : 一酸化炭素 SPM : 浮遊粒子状物質
NMHC : 非メタン炭化水素

<第1-1-2表> 環境基準適合状況

	測定室名	測定室に面した幹線道路	二酸化硫黄		二酸化窒素	一酸化炭素		光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	
			短期	長期	長期	短期	長期	短期	短期	長期
区施設	区役所前	青梅街道	○	○	○	○	○	×	×	×
	富士見丘	放射5号線	○	○	○	○	○	×	×	×
	高円寺	環状7号線	-	-	○	○	○	-	○	○
	久我山苗圃	-	-	-	○	-	-	-	-	-
都施設	下井草	早稲田通り	-	-	○	-	-	-	×	×
	杉並一般	-	-	-	○	-	-	×	×	×

○:達成 ×:非達成

二酸化硫黄

測定室名	測定室に面した幹線道路	環境基準	環境基準の適否を判定する値			年度平均値 ppm
			1日平均値が環境基準を超えた日数	1時間値が環境基準を超えた時間数	2%除外値 ppm	
区役所前	青梅街道	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	0	0	0.006	0.002
富士見丘	放射5号線		0	0	0.010	0.005

二酸化窒素

測定室名	測定室に面した幹線道路	環境基準	環境基準の適否を判定する値	年度平均値 ppm
			98%値 ppm	
区役所前	青梅街道	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であること。	0.059	0.040
富士見丘	放射5号線		0.053	0.034
高円寺	環状7号線		0.055	0.034
久我山苗圃	-		0.042	0.024
(都)下井草	早稲田通り		0.053	0.035
(都)杉並一般	-		0.049	0.028

一酸化炭素

測定室名	測定室に面した幹線道路	環境基準	環境基準の適否を判定する値			年度平均値 ppm
			1日平均値が環境基準を超えた日数	8時間平均値が環境基準を超えた回数	2%除外値 ppm	
区役所前	青梅街道	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	0	0	1.9	1.0
富士見丘	放射5号線		0	0	1.3	0.7
高円寺	環状7号線		0	0	1.3	0.7

光化学オキシダント

測定室名	測定室に面した幹線道路	環境基準	環境基準の適否を判定する値	年度平均値 ppm
			1時間値が環境基準を超えた時間数	
区役所前	青梅街道	1時間値が0.06ppm以下であること。	142	0.016
富士見丘	放射5号線		253	0.025
(都) 杉並一般	—		379	0.029

浮遊粒子状物質

測定室名	測定室に面した幹線道路	環境基準	環境基準の適否を判定する値			年度平均値 mg/m ³
			1日平均値が環境基準を超えた日数	1時間値が環境基準を超えた時間数	2%除外値 mg/m ³	
区役所前	青梅街道	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	5 *	2	0.094	0.042
富士見丘	放射5号線		3 *	0	0.081	0.033
高円寺	環状7号線		0	0	0.063	0.033
(都) 下井草	早稲田通り		2 *	3	0.079	0.033
(都) 杉並一般	—		2 *	9	0.086	0.037

* 2日以上連続して環境基準を超えた

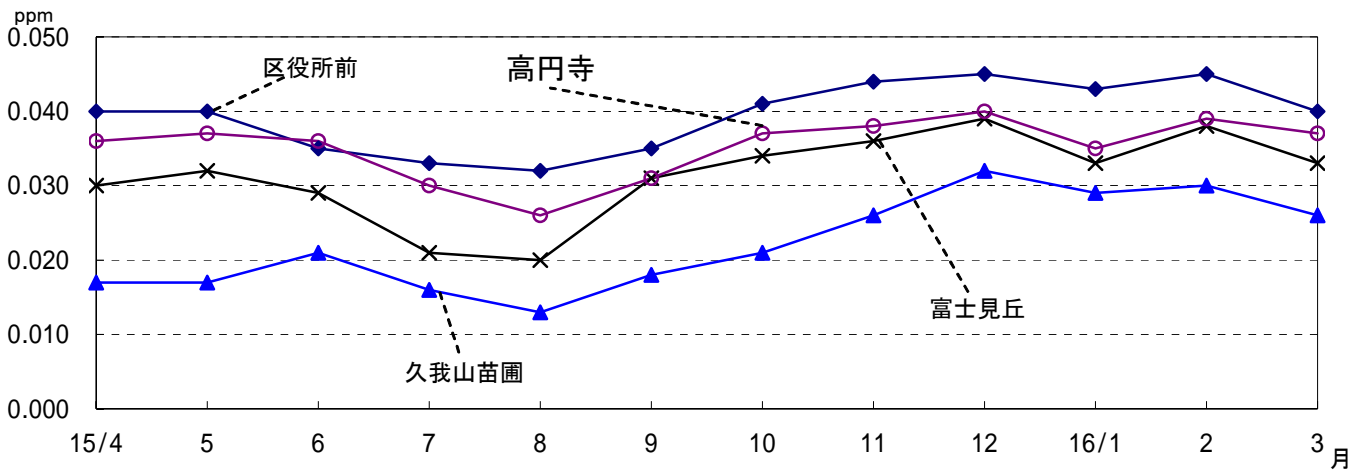
< 第 1 - 1 - 3 表 > 大気汚染常時測定の結果

① 項目別月平均値

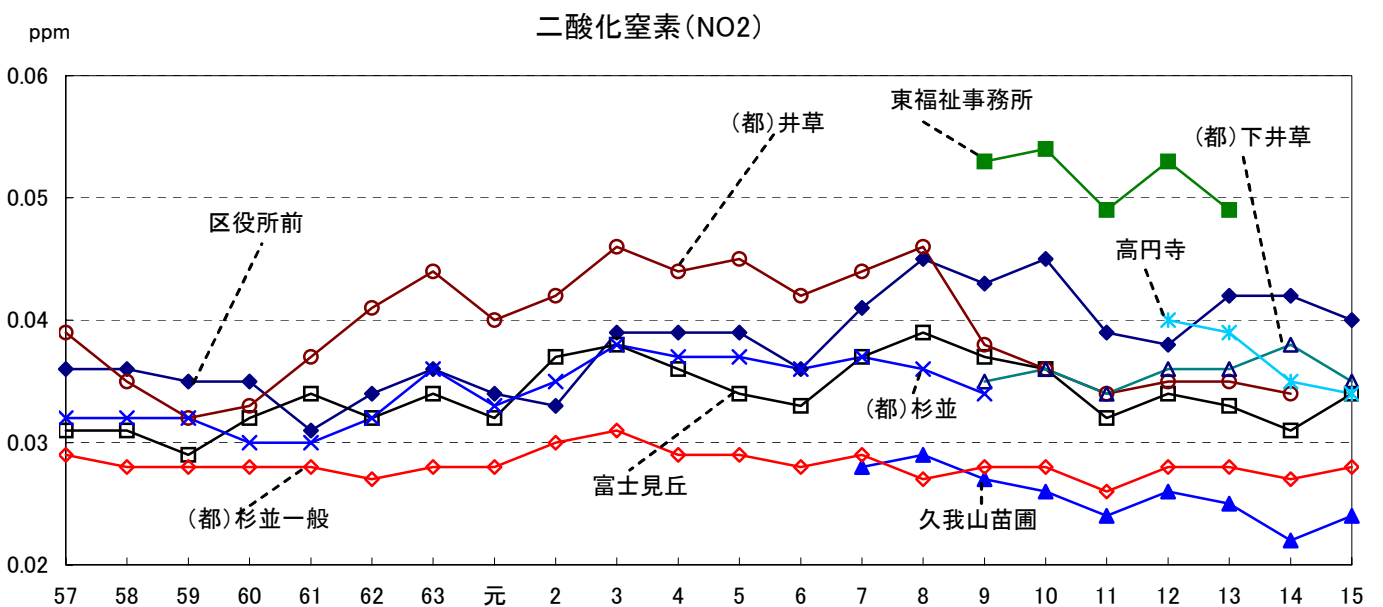
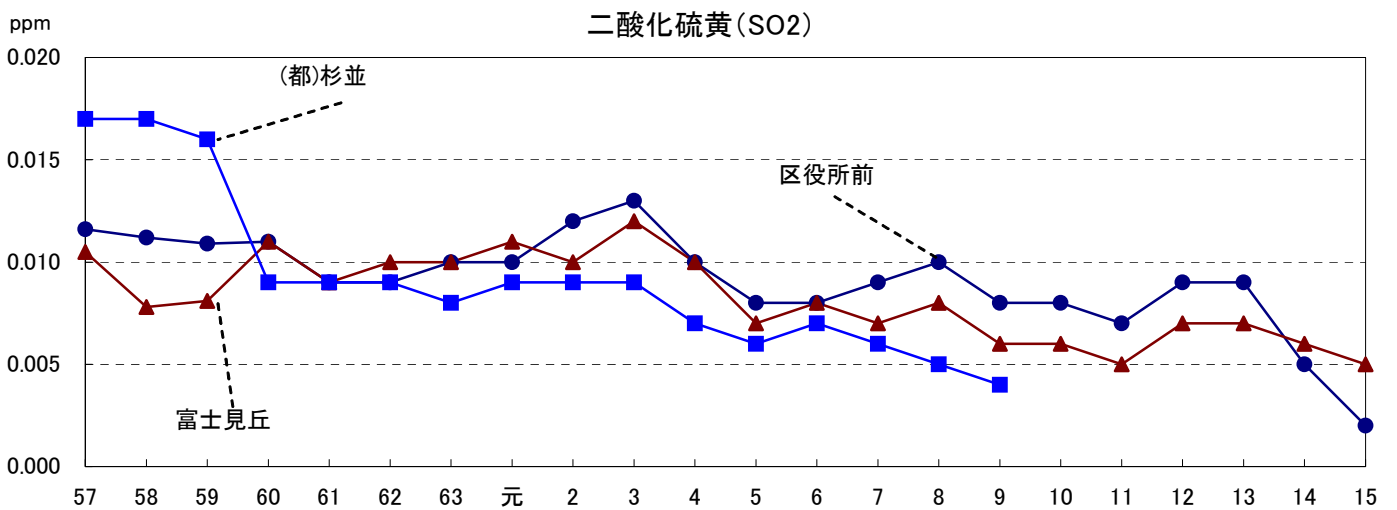
(単位 : ppm、浮遊粒子状物質のみ mg/m³)

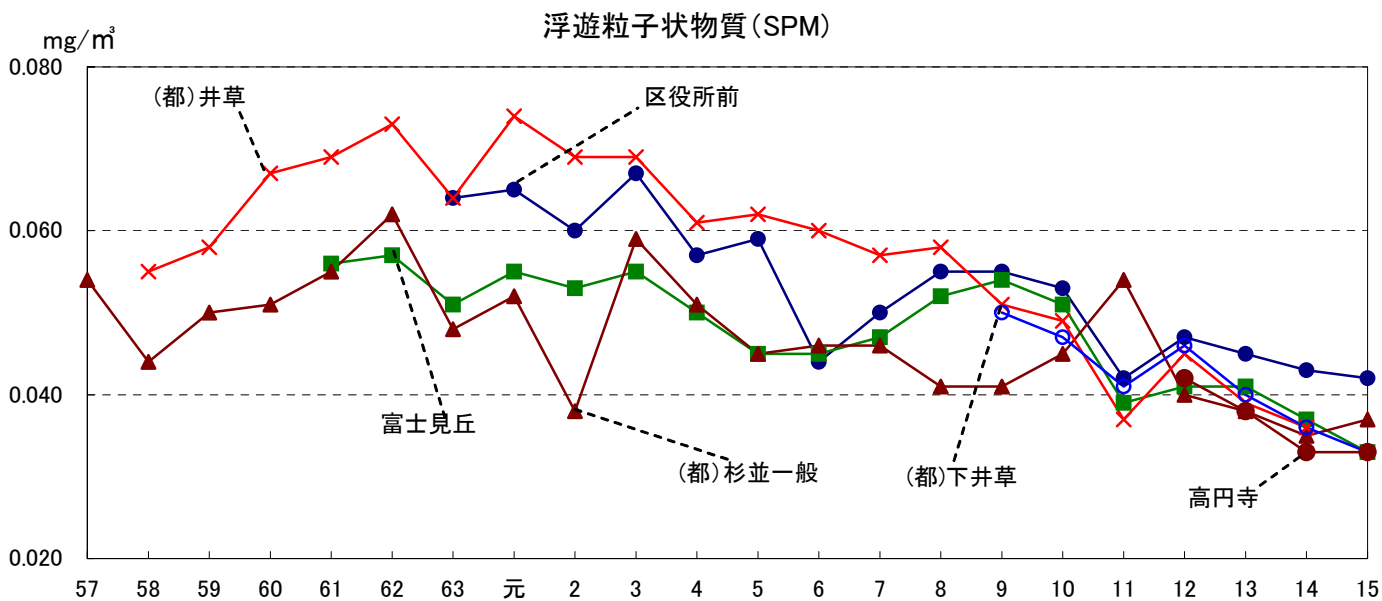
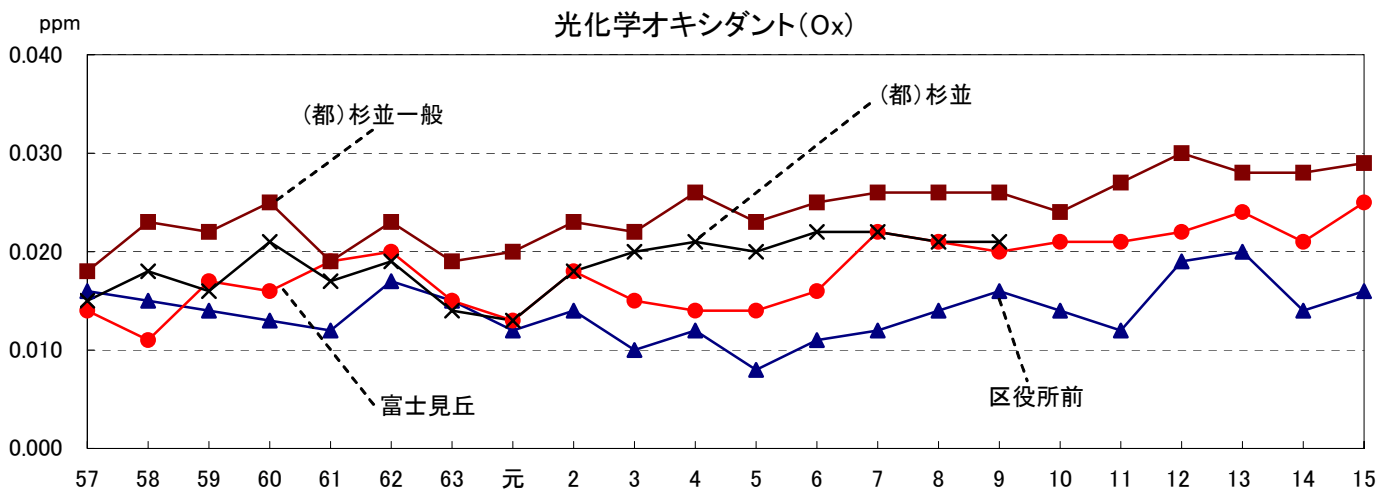
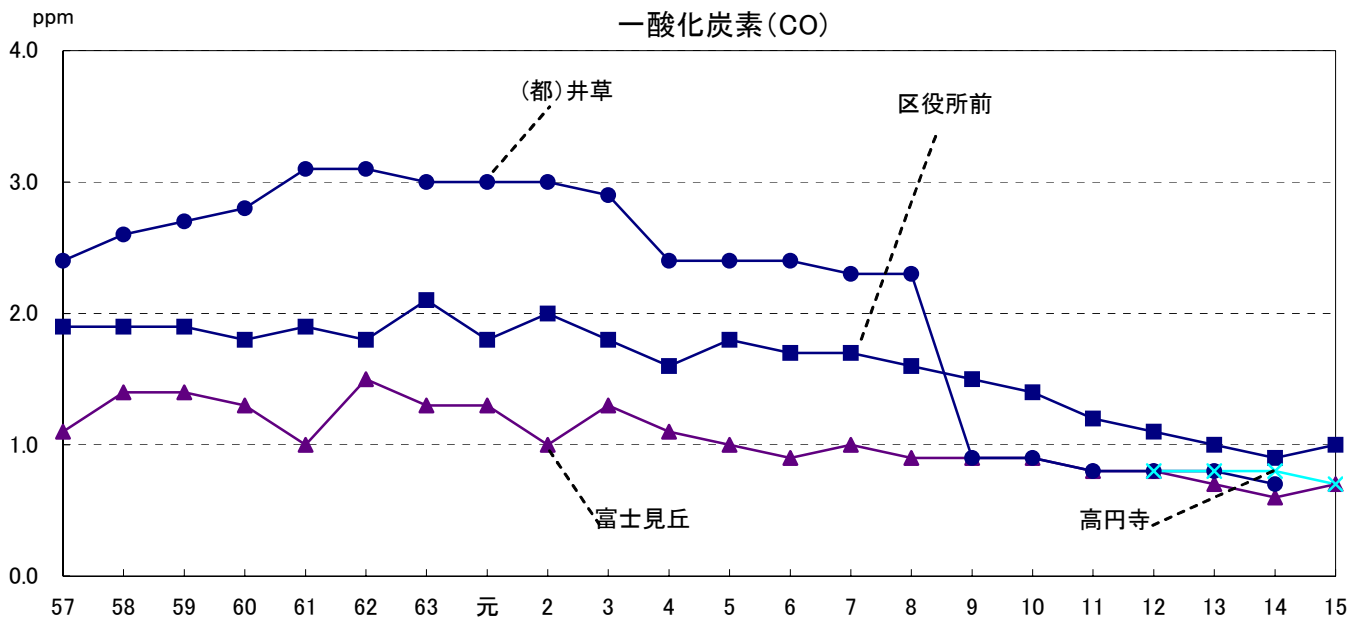
項目	月	15/4	5	6	7	8	9	10	11	12	16/1	2	3	15年度 平均値
	測定室名													
二酸化窒素	区役所前	0.040	0.040	0.035	0.033	0.032	0.035	0.041	0.044	0.045	0.043	0.045	0.040	0.039
	富士見丘	0.030	0.032	0.029	0.034	0.030	0.032	0.039	0.040	0.039	0.036	0.037	0.033	0.034
	高円寺	0.036	0.038	0.034	0.033	0.033	0.031	0.035	0.038	0.035	0.033	0.033	0.028	0.034
	久我山苗圃	0.023	0.022	0.021	0.024	0.021	0.020	0.025	0.029	0.027	0.024	0.028	0.024	0.024
一酸化窒素	区役所前	0.039	0.033	0.028	0.038	0.029	0.046	0.073	0.092	0.108	0.077	0.069	0.046	0.056
	富士見丘	0.021	0.022	0.019	0.030	0.023	0.031	0.052	0.064	0.075	0.059	0.053	0.032	0.040
	高円寺	0.022	0.024	0.021	0.033	0.025	0.024	0.028	0.046	0.056	0.036	0.035	0.024	0.031
	久我山苗圃	0.007	0.008	0.006	0.009	0.007	0.009	0.014	0.027	0.039	0.024	0.023	0.012	0.015
二酸化硫黄	区役所前	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002
	富士見丘	0.006	0.007	0.005	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004	0.003	0.004	0.005	0.005	0.005
一酸化炭素	区役所前	0.8	0.8	0.7	0.8	0.7	0.8	1.1	1.4	1.5	1.2	1.1	0.9	1.0
	富士見丘	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.9	0.9	0.7	0.8	0.6	0.7
	高円寺	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.8	0.8	0.7	0.8	0.6	0.7
光化学 オキシダント	区役所前	0.018	0.022	0.024	0.015	0.025	0.020	0.009	0.006	0.009	0.010	0.013	0.017	0.016
	富士見丘	0.032	0.036	0.035	0.019	0.028	0.025	0.020	0.015	0.017	0.019	0.024	0.028	0.025
浮遊粒子状 物質	区役所前	0.041	0.051	0.052	0.045	0.054	0.044	0.035	0.051	0.034	0.028	0.037	0.034	0.042
	富士見丘	0.032	0.041	0.043	0.040	0.047	0.034	0.025	0.039	0.024	0.019	0.027	0.027	0.033
	高円寺	0.035	0.040	0.039	0.036	0.040	0.034	0.026	0.036	0.027	0.023	0.029	0.028	0.033
全炭化水素	区役所前	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	富士見丘	2.06	2.07	2.08	2.13	2.08	2.07	2.11	2.19	2.25	2.16	2.18	2.11	2.12
非メタン 炭化水素	区役所前	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	富士見丘	0.18	0.20	0.23	0.26	0.24	0.22	0.22	0.28	0.33	0.25	0.26	0.21	0.24

<第 1 - 1 - 2 図> 二酸化窒素の月別変化 (月平均値)



<第 1 - 1 - 3 図> 大気汚染物質の経年変化 (年平均値)





<第1-1-4表> 大気汚染に係る環境基準及び基準項目の特性

	環境基準	主な発生源	健康への影響
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	石油や石炭などに含まれている硫黄分が燃焼して発生します。大部分がビルや工場などから排出されます。	呼吸器系疾患の原因となります。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であること。	燃料に含まれる窒素分が燃焼するときやその時の高温で空気中の窒素ガスが酸化されて発生します。	呼吸器系疾患の原因となります。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	不完全燃焼にともない発生します。主に自動車から排出されます。	血液中のヘモグロビンと結びつき、体内組織への酸素の供給を妨げて、中枢末端神経の麻痺や機能障害を起こします。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	窒素酸化物や非メタン炭化水素が太陽光線で光化学反応を起こして二次的に生成される酸化性物質。主な物質はオゾンです。	目や喉の粘膜を刺激します。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	大気中に長期間浮遊している微粒子で、粒径が10μm以下のものです。工場からの煤塵や粉塵、ディーゼルの黒煙、土ぼこりなど多種多様です。	気管支や肺胞まで進入して呼吸器系疾患の原因となります。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	ベンゼン製造施設、コークス炉、ガソリンなどの貯蔵・供給施設、自動車などです。	大量に吸入すると急性中毒を起こし、頭痛、めまい、吐き気などがあらわれ、死亡することがあります。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	金属製品の洗浄剤、溶剤、低温用溶媒などに用いられています。このうち、約8割が金属製品の洗浄剤として使用されています。	頭痛、吐き気、麻酔作用、肝臓障害をもたらし、発ガン物質である可能性が高いといわれています。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	ドライクリーニング用洗浄剤、金属製品洗浄剤として広く用いられています。	頭痛、めまい、肝臓障害をもたらし、発ガン性の疑いもあります。
ジクロロメタン	1年平均値0.15mg/m ³ 以下であること。	金属製品の洗浄剤、脱脂用溶剤、塗料のはく離剤などに用いられています。	中枢神経に対する麻酔作用があり、高濃度の吸収で精巢毒性の可能性。マウスへの発ガン性有。

<環境基準による大気汚染の評価について>

環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価がある。

通達では、二酸化硫黄^{※1}、一酸化炭素^{※1}、浮遊粒子状物質^{※1}について短期的評価と長期的評価の二つの方法がある。二酸化窒素^{※2}については長期的評価、光化学オキシダント^{※1}については短期的評価が定められている。

一般に、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素については健康に慢性影響を及ぼすことから長期的評価、一酸化炭素、光化学オキシダントについては急性影響を及ぼすことから短期的評価が使われている。

1 短期的評価

測定を行った日についての1日平均値、8時間平均値、又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

2 長期的評価

(1) 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の場合

年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較して評価する。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。

(2) 二酸化窒素の場合

年間の1日平均値のうち、低いほうから98%に相当するもの(98%値)を、環境基準(0.06ppm)と比較して評価する。[(1)、(2)とも年間の測定時間が6000時間未満のものは評価することができない。]

※1 昭和48年6月12日付環大企143号「大気汚染に係る環境基準について」

※2 昭和53年7月17日付環大企262号「二酸化窒素に係る環境基準の改正について」

◆自動車排出ガス測定

<第1-1-5表> 窒素酸化物連続測定結果

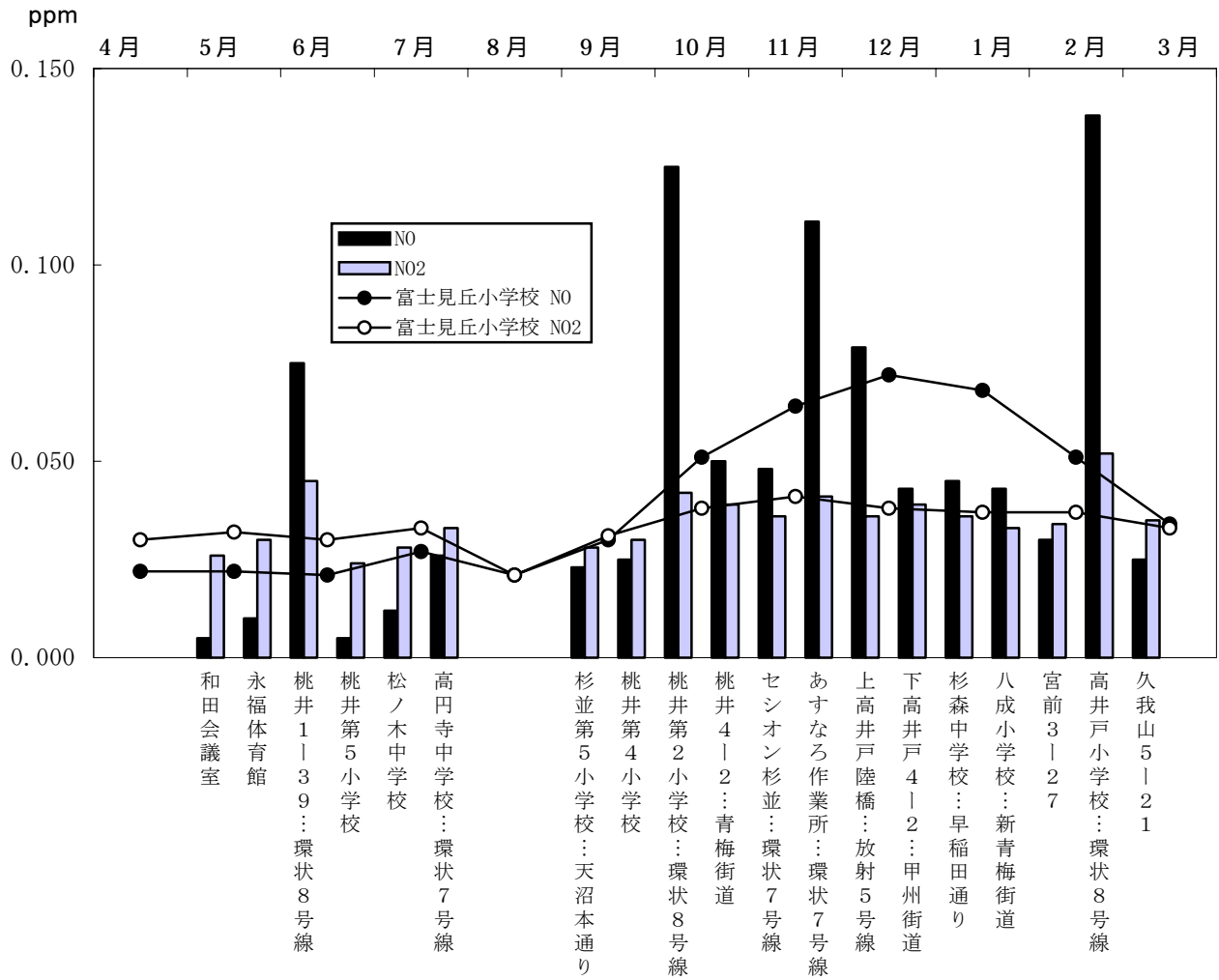
単位：ppm

調査地点に面した幹線道路	測定項目 調査地点 調査期間		二酸化窒素 (NO ₂)						一酸化窒素 (NO)				
			期 間 平均値	日平均 最大値	1時間 最大値	0.06ppm をこえた 日と割合 *1		富士見 丘測定 室と比 較 *2	期 間 平均値	日平均 最大値	1時間 最大値	富士見 丘測定 室と比 較 *2	
						日	%						
環状7号線	1	あすなろ作業所	15.10.28~15.11.25	0.041	0.057	0.094	0	0.0	1.0	0.111	0.187	0.615	1.7
	2	セシオン杉並	15.10.28~15.11.25	0.036	0.053	0.087	0	0.0	0.9	0.048	0.112	0.265	0.8
	3	高円寺中学校	15.7.1~15.7.22	0.033	0.048	0.078	0	0.0	1.0	0.026	0.085	0.155	1.0
環状8号線	4	高井戸小学校	15.11.25~15.12.24	0.052	0.069	0.092	7	25.0	1.4	0.138	0.227	0.399	1.9
	5	桃井第2小学校	15.9.30~15.10.28	0.042	0.055	0.096	0	0.0	1.1	0.125	0.239	0.512	2.5
	6	桃井1-39	15.6.10~15.7.1	0.045	0.061	0.095	1	5.0	1.5	0.075	0.143	0.313	3.6
放射5号線	7	上高井戸陸橋	15.11.25~15.12.24	0.036	0.052	0.095	0	0.0	0.9	0.079	0.190	0.421	1.1
甲州街道	8	下高井戸4-2	16.2.3~16.2.24	0.039	0.056	0.076	0	0.0	1.1	0.043	0.960	0.312	0.8
青梅街道	9	桃井4-2	15.9.30~15.10.28	0.039	0.048	0.079	0	0.0	1.0	0.050	0.083	0.185	1.0
新青梅街道	10	八成小学校	16.1.6~16.2.3	0.033	0.049	0.070	0	0.0	0.9	0.043	0.142	0.429	0.6
早稲田通り	11	杉森中学校	16.1.6~16.2.3	0.036	0.055	0.088	0	0.0	1.0	0.045	0.133	0.300	0.7
井の頭通り	12	松庵2-10	欠 測										
天沼本通り	13	杉並第5小学校	15.9.2~15.9.30	0.028	0.042	0.067	0	0.0	0.9	0.023	0.063	0.146	0.8
そ の 他	14	桃井第4小学校	15.9.2~15.9.30	0.030	0.043	0.076	0	0.0	1.0	0.025	0.059	0.270	0.8
	15	桃井第5小学校	15.6.10~15.7.1	0.024	0.033	0.055	0	0.0	0.8	0.005	0.016	0.052	0.2
	16	久我山5-21	16.2.24~16.3.23	0.035	0.056	0.078	0	0.0	1.1	0.025	0.058	0.174	0.7
	17	和田会議室	15.5.20~15.6.10	0.026	0.042	0.065	0	0.0	0.8	0.005	0.027	0.113	0.2
	18	永福体育館	15.5.20~15.6.10	0.030	0.042	0.076	0	0.0	0.9	0.010	0.039	0.117	0.5
	19	宮前3-27	16.2.3~16.2.24	0.034	0.045	0.070	0	0.0	0.9	0.030	0.064	0.206	0.6
	20	松ノ木中学校	15.7.1~15.7.22	0.028	0.041	0.073	0	0.0	0.8	0.012	0.024	0.113	0.4

*1 0.06ppmをこえた日と割合：割合（％）＝0.06ppmをこえた日数÷調査期間日数

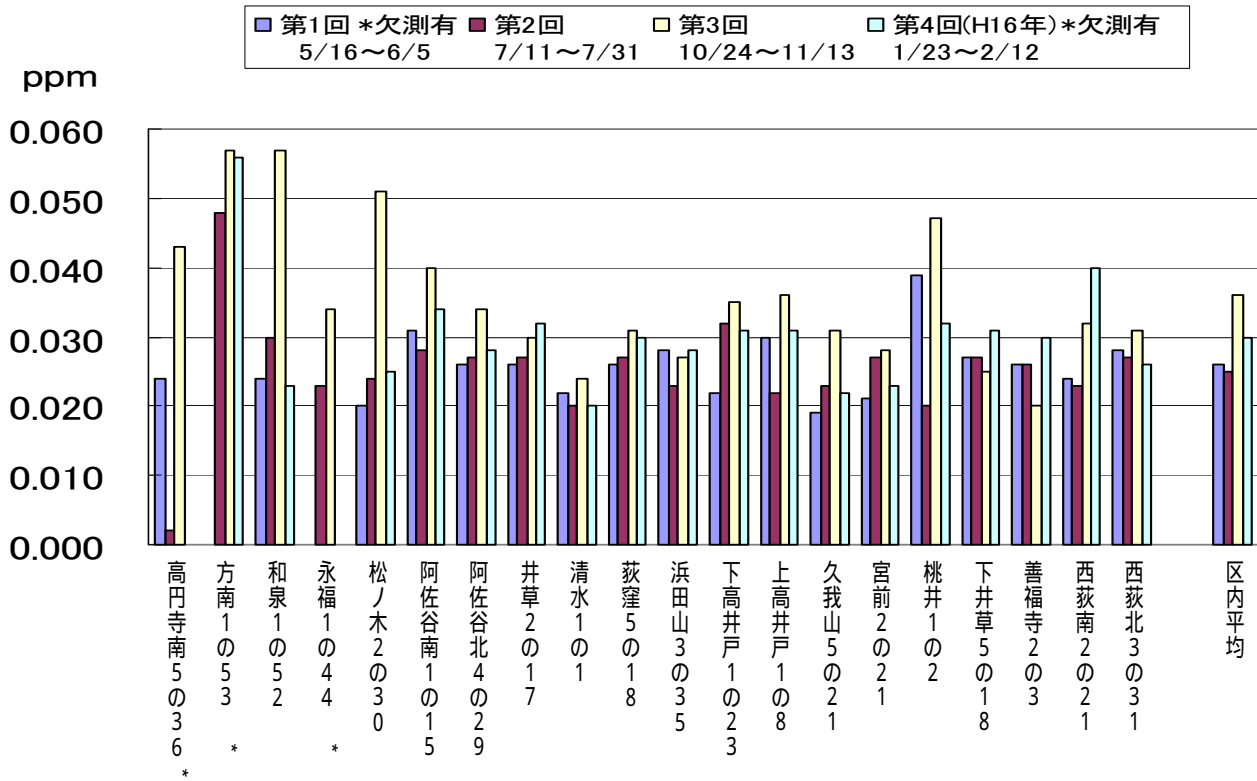
*2 富士見丘測定室と比較：期間平均値を同じ期間の富士見丘測定室（地上16mで採気）の平均値で割った値

< 第 1 - 1 - 4 図 > 窒素酸化物連続測定結果

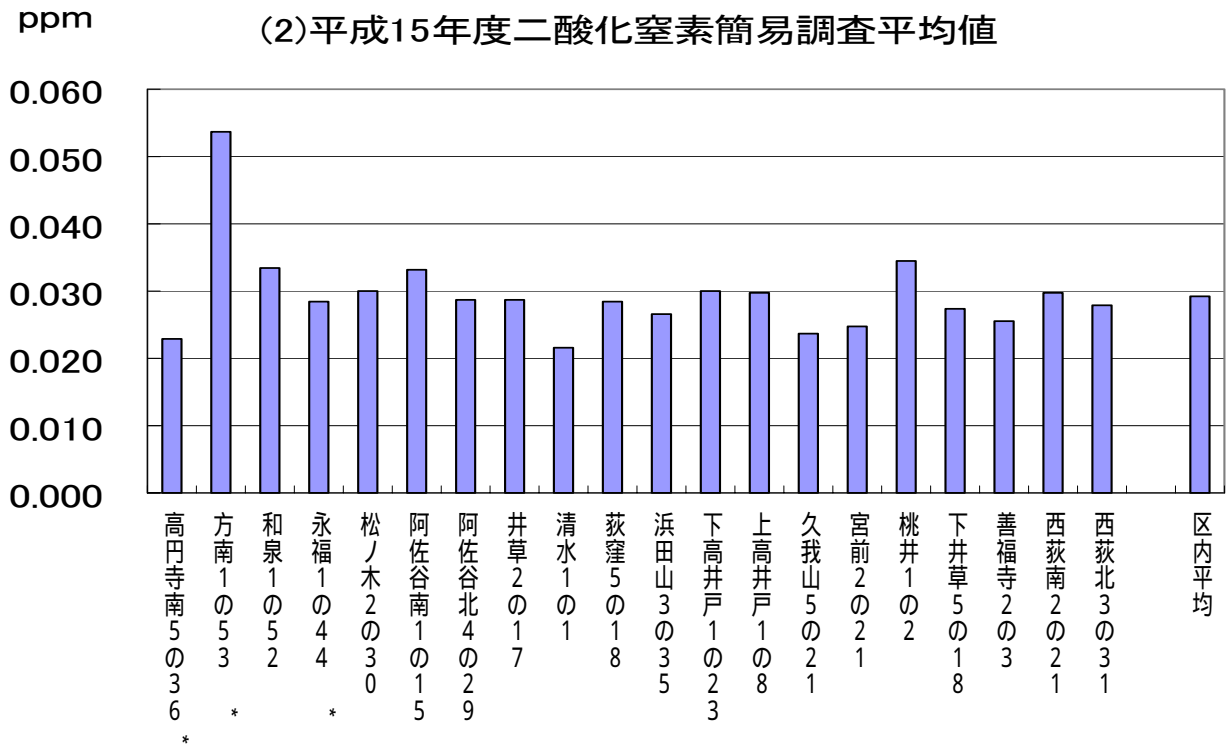


< 第 1 - 1 - 5 図 > 二酸化窒素簡易測定結果

(1)平成15年度二酸化窒素簡易測定調査結果



(2)平成15年度二酸化窒素簡易調査平均値



注：*印は欠測あり。(1)図の凡例参照。

< 第 1 - 1 - 6 図 > 自動車排出ガス測定地点

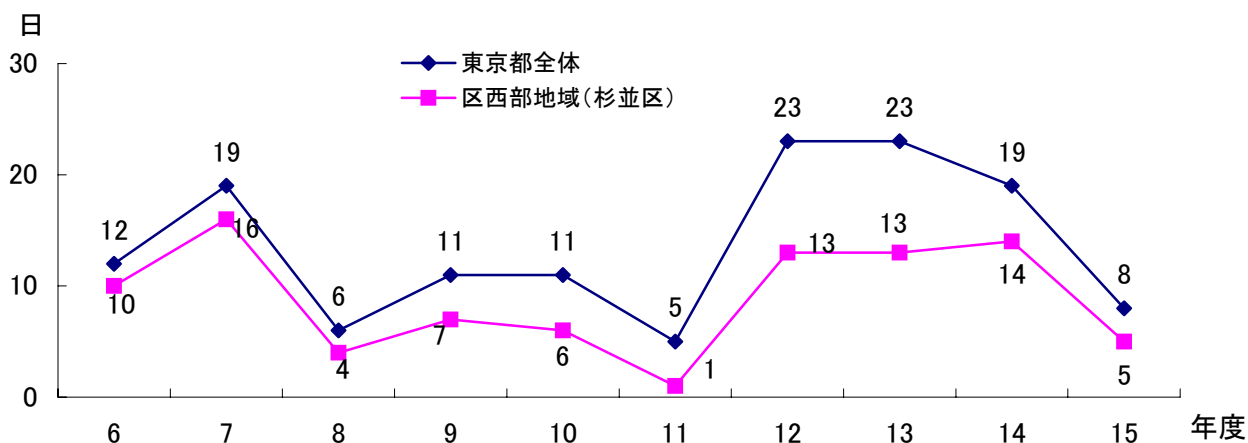


光化学スモッグ

<第1-1-6表> 平成15年度の光化学スモッグ発令状況

地域	月日	1	2	3	4	5	6	7	8
		8/21	8/22	8/23	8/24	8/29	9/2	9/3	9/6
区東部		○	○		○			○	
区北部		○	○		○			○	
区西部		○	○		○		○	○	
区南部		○	○		○		○	○	
多摩北部		○	○	○	○		○	○	○
多摩中部		○	○		○		○	○	○
多摩西部		○	○	○	○	○	○	○	○
多摩南部		○	○		○			○	
オキシダント最高濃度 ppm		0.169	0.185	0.145	0.204	0.165	0.151	0.203	0.15

<第1-1-7図> 光化学スモッグ注意報発令回数の経年変化



(注1) 警報は昭和49年・50年に各1回発令

(注2) 発令地域は平成10年から8地域に変更(平成9年以前は4地域)

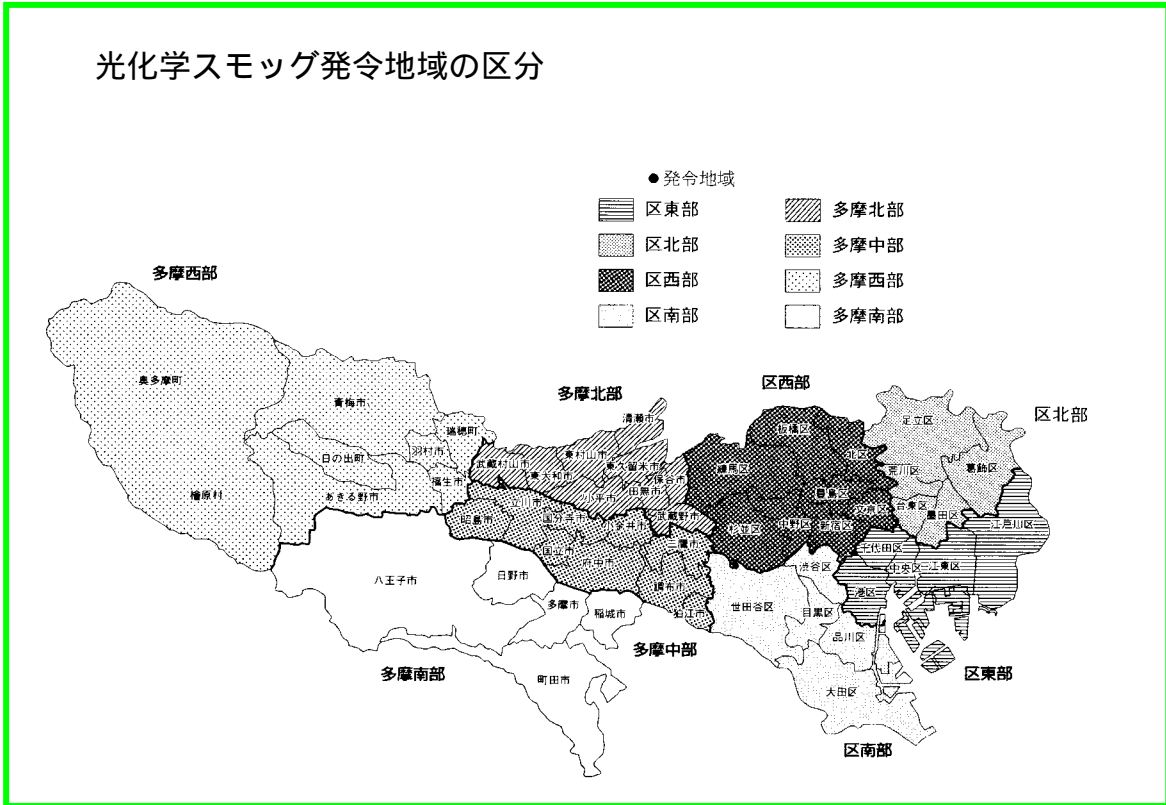
<第1-1-7表> 光化学スモッグによると思われる被害届者数

(単位:人)

地域	年	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
杉並区						157					
区西部(杉並区を除く)		63	1		3	25				56	
区東部											1
区北部		83				19		12		153	
区南部		37				35					
多摩北部						67		1		69	11
多摩中部			4			30		3	32	56	
多摩西部											
多摩南部									20	76	
合計		183	5	0	3	333	0	16	52	410	12

<第1-1-8表> 光化学スモッグ緊急時基準及び措置

段階	地域	発令の基準	措置		
			緊急時協力 工場・事業場	自動車等	一般
予報	全域	高濃度汚染が予想されるとき(気象条件から)	燃料使用量の削減協力要請	不要不急の自動車等を使用しないよう協力要請	○ばい煙排出者に対し、自主規制を協力要請
注意報	区東部	オキシダント濃度 0.12ppm以上(1時間値)	通常の燃料使用量より 20%程度削減勧告	当該地域を通過しないよう協力要請	○屋外になるべく出ない ○屋外運動はさし控える ○被害のあった時は、保健所に届け出る
警報	区北部 区西部	オキシダント濃度 0.24ppm以上(1時間値)	通常の燃料使用量より 40%程度削減勧告		
重大緊急報	区南部 多摩北部 多摩中部	オキシダント濃度 0.40ppm以上(1時間値)	通常の燃料使用量より 20%程度削減命令	都公安委員会に対し、措置をとるべく要請	
学校情報	多摩西部 多摩南部	<提供基準> オキシダント濃度 0.10ppm以上(1時間値)			

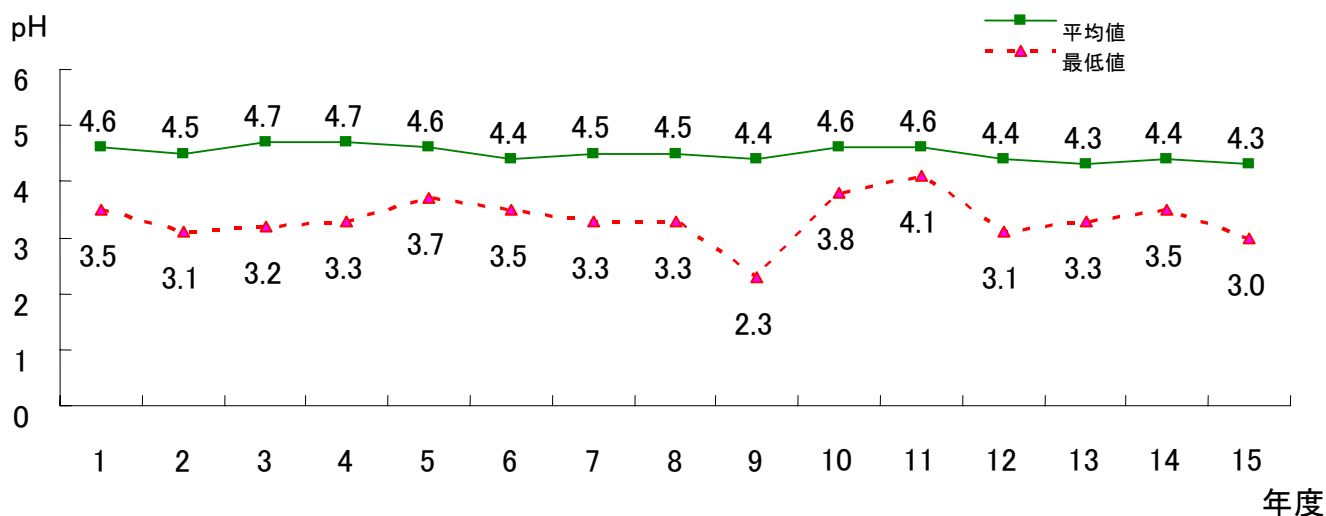


光化学スモッグによる被害は、1940年代中頃のロサンゼルスで発生したのが最初といわれています。

日本では昭和45年7月18日に杉並区内の私立東京立正高校で最初に発生し、以来各地で夏期を中心に光化学スモッグによると見られる被害の報告があります。

酸性雨（平成 15 年度）

< 第 1 - 1 - 8 図 > 雨水の pH 平均値・最低値の経年変化

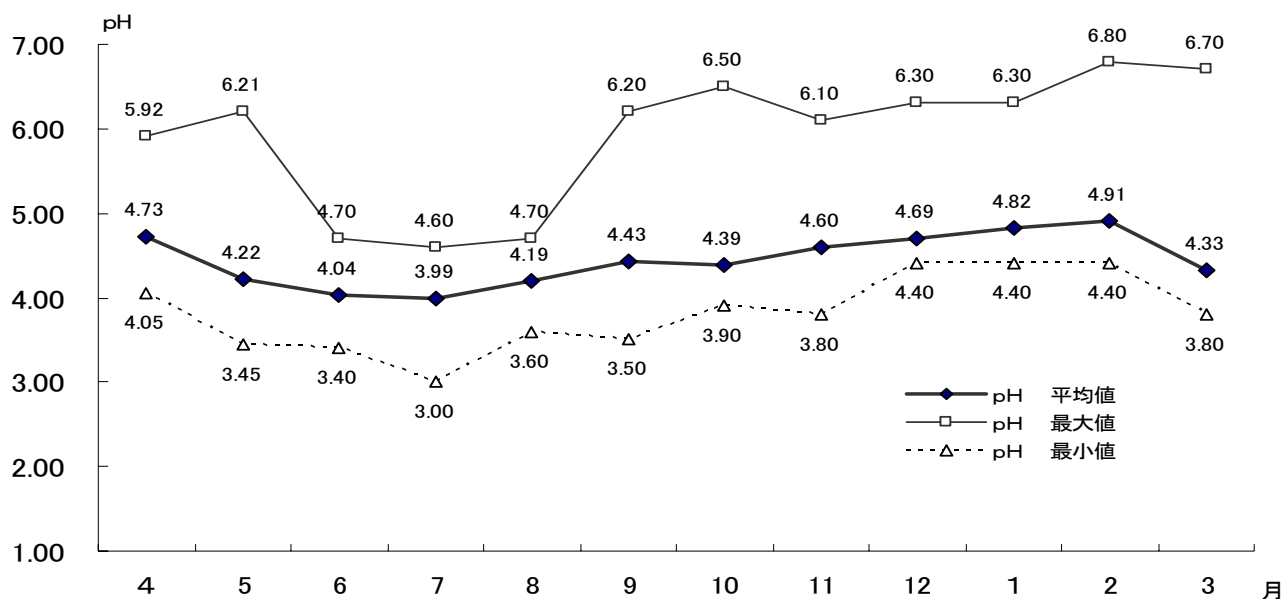


< 第 1 - 1 - 9 表 > 平成 15 年度 酸性雨調査結果

項目	月	15/4	5	6	7	8	9	10	11	12	16/1	2	3
pH 平均値		4.73	4.22	4.04	3.99	4.19	4.43	4.39	4.60	4.69	4.82	4.91	4.33
pH 最大値		5.92	6.21	4.70	4.60	4.70	6.20	6.50	6.10	6.30	6.30	6.80	6.70
pH 最小値		4.05	3.45	3.40	3.00	3.60	3.50	3.90	3.80	4.40	4.40	4.40	3.80
降水量(mm)		132.0	181.5	107.0	165.0	316.0	128.0	157.0	229.0	16.5	6.5	15.5	137.0
降雨回数		9	9	10	12	10	7	8	9	5	2	2	9

8 月 pH の欠測（2 降雨）あり

< 第 1 - 1 - 9 図 > 平成 15 年度 雨水の pH の月別変化



(2) 交通騒音・振動、交通量の状況

道路交通騒音・振動

<第1-2-1表> 主な幹線道路における騒音の環境基準・要請限度の達成状況

	測定地点住所	時間区分	
		昼間	夜間
環状7号線	高円寺北 2-1-22	△	×
	和田 2-7-7	△	×
	和泉 1-21-9	×	×
環状8号線	桃井 1-39-9	×	×
	荻窪 5-10-25	△	×
	高井戸西 1-5-46	△	×
甲州街道・首都高速4号線	下高井戸 4-2-7	△	×
放射5号線・首都高速4号線	高井戸東 2-3-4	△	△
放射5号線・中央自動車道	上高井戸 2-16-13	○	△

注：○印は環境基準及び要請限度を超えなかった時間区分を表し、△印は環境基準を超えたが、要請限度を超えなかった時間区分を表し、×印は環境基準及び要請限度を超えた時間区分を表す。

<第1-2-2表> 青梅街道道路交通騒音常時測定結果 [区役所前測定室]

(単位：デシベル)

年月 時間の区分	15												16			環境基準	要請限度
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
昼間 (6~22時)	69	69	70	-	-	-	69	68	68	67	69	68	70	75			
夜間 (22~6時)	68	69	69	-	-	-	68	66	68	67	68	68	65	70			

※1 沿道のマイク高さ地上4.5m

※2 測定値の網掛けは、無印が環境基準及び要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準を超えたが、要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準及び要請限度を超えた時間区分を表す。

<第1-2-3表> 中央自動車道・放射5号線道路交通騒音常時測定結果 [富士見丘測定室]

(単位：デシベル)

年月 時間の区分	15												16			環境基準	要請限度
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
昼間 (6~22時)	沿道	65	64	65	65	66	65	65	68	65	66	66	66	70	75		
	屋上	65	62	66	62	63	63	63	65	63	63	63	63				
夜間 (22~6時)	沿道	65	64	64	65	64	64	64	65	65	65	65	65	65	70		
	屋上	64	61	62	62	62	61	62	63	63	62	63	63				

※1 沿道のマイクの高さ地上4.5m

※2 屋上のマイクの高さ地上14.5m

※3 測定値の網掛けは、無印が環境基準及び要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準を超えたが、要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準及び要請限度を超えた時間区分を表す。

< 第 1 - 2 - 4 表 > 道路交通騒音測定結果

(単位：デシベル)

道路名	測定地点住所	測定年月日	区域種 ・ 車線数	測定場 所	測定値	
					昼間(6~22)	夜間(22~6)
環状7号線	高円寺北 2-1-22	H15. 4. 21~ 4. 24	c・6	沿道	72 (75・70)	71 (70・65)
	和田 2-7-1	H15. 8. 26~ 8. 29	c・6	沿道	75 (75・70)	76 (70・65)
	和泉 1-21-9	H15. 5. 19~ 5. 23	c・6	沿道	78 (75・70)	77 (70・65)
環状8号線	桃井 1-39-9	H15. 5. 26~ 5. 30	b・4	沿道	77 (75・70)	75 (70・65)
	荻窪 5-10-25	H15. 6. 2~ 6. 5	c・4	沿道	75 (75・70)	74 (70・65)
	高井戸西 1-5-46	H15. 9. 1~ 9. 4	b・4	沿道	75 (75・70)	76 (70・65)
甲州街道 首都高速4号線	下高井戸 4-2-7	H15. 9. 8 ~ 9. 11	c・8/4	沿道	75 (75・70)	73 (70・65)
		H15. 9. 10~ 9. 12		屋上 (5F)	69 (75・70)	67 (70・65)
放射5号線 首都高速4号線	高井戸東 2-3-4	H15. 9. 29~10. 2	b・6/4	沿道	71 (75・70)	70 (70・65)
放射5号線 中央自動車道	上高井戸 2-16-13	H15. 10. 6~10. 9	b・2/5	沿道	68 (75・70)	67 (70・65)
青梅街道	高円寺南 2-11-3	H15. 10. 27~10. 30	c・4	沿道	73 (75・70)	70 (70・65)
	成田東 5-20-10	H15. 12. 1~12. 4	c・4	沿道	72 (75・70)	72 (70・65)
	桃井 4-2-5	H15. 11. 17~11. 20	c・4	沿道	72 (75・70)	70 (70・65)
井の頭通り	高井戸東 4-3-1	H15. 10. 20~10. 23	b・4	沿道	74 (75・70)	74 (70・65)
五日市街道	高井戸東 4-13-5	H16. 1. 19~ 1. 22	b・2	沿道	66 (75・70)	64 (70・65)
	宮前 1-18-23	H16. 2. 23~ 2. 26	c・2	沿道	70 (75・70)	70 (70・65)
早稲田通り	阿佐谷北 5-45-24	H15. 12. 15~12. 18	c・2	沿道	69 (75・70)	67 (70・65)
	上井草 3-6-24	H16. 1. 27~ 1. 30	a・2	沿道	68 (75・70)	66 (70・65)
方南通り	堀ノ内 1-9-1	H15. 11. 11~11. 14	b・4	沿道	72 (75・70)	70 (70・65)
中杉通り	阿佐谷北 1-32-12	H16. 2. 2~ 2. 5	c・2	沿道	69 (75・70)	69 (70・65)
区・神明通り	宮前 3-27-10	H15. 6. 9~ 6. 12	a・1	沿道	68 (65・55)	64 (55・45)
区・2103号線	西荻北 2-32-1	H15. 6. 17~ 6. 20	a・2	沿道	65 (70・60)	62 (65・55)
区・2133号線	高井戸西 1-17-9	H15. 6. 23~ 6. 26	a・2	沿道	69 (70・60)	64 (65・55)

注：測定値の後の（ ）内は、要請限度値、環境基準値を示す。

区域種の a は、第 1 種、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種、第 2 種中高層住居専用地域、

b は、第 1 種、第 2 種住居地域、準住居地域、c は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域を表わす。

測定値の網掛けは、無印が環境基準及び要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準を超えたが、要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準及び要請限度を超えた時間区分を表す。

< 第 1 - 2 - 5 表 > 道路交通振動測定結果

(単位：デシベル)

道 路 名	測定地点住所	測 定 年 月 日	区 域 種 ・ 車 線 数	測 定 所	測 定 値	
					昼間(8～19)*1	夜間(19～8)*1
環状7号線	高円寺北 2-1-22	H15. 4. 21～ 4. 24	2・6	沿 道	52 (70)	53 (65)
	和 田 2-7-1	H15. 8. 26～ 8. 29	2・6	沿 道	53 (70)	55 (65)
	和 泉 1-21-9	H15. 5. 19～ 5. 23	2・6	沿 道	52 (70)	52 (65)
環状8号線	桃 井 1-39-9	H15. 5. 26～ 5. 30	1・4	沿 道	54 (65)	55 (60)
	荻 窪 5-10-25	H15. 6. 2～ 6. 5	2・4	沿 道	53 (70)	52 (65)
	高井戸西 1-5-46	H15. 9. 1～ 9. 4	1・4	沿 道	52 (65)	54 (60)
甲 州 街 道 首都高速4号線	下高井戸 4-2-7	H15. 9. 8～ 9. 11	2・8/4	沿 道	44 (70)	44 (65)
放射5号線 首都高速4号線	高井戸東 2-3-4	H15. 9. 29～10. 2	1・6/4	沿 道	49 (65)	49 (60)
放射5号線 中央自動車道	上高井戸 2-16-13	H15. 10. 6～10. 9	1・2/5	沿 道	48 (65)	49 (60)
青 梅 街 道	高円寺南 2-11-3	H15. 10. 27～10. 30	2・4	沿 道	42 (70)	40 (65)
	成 田 東 5-20-10	H15. 12. 2～12. 4	2・4	沿 道	46 (70)	45 (65)
	桃 井 4-2-5	H15. 11. 17～11. 20	2・4	沿 道	43 (70)	41 (65)
井の頭通り	高井戸東 4-3-1	H15. 10. 20～10. 23	1・4	沿 道	45 (65)	44 (60)
五日市街道	高井戸東 4-13-5	H16. 1. 19～ 1. 22	1・2	沿 道	43 (65)	40 (60)
	宮 前 1-18-23	H16. 2. 23～ 2. 26	2・2	沿 道	47 (70)	44 (65)
早稲田通り	阿佐谷北 5-45-24	H15. 12. 15～12. 18	2・2	沿 道	43 (70)	41 (65)
	上 井 草 3-6-24	H16. 1. 27～ 1. 30	1・2	沿 道	48 (65)	45 (60)
方 南 通 り	堀 ノ 内 1-9-1	H15. 11. 11～11. 14	1・4	沿 道	43 (65)	40 (60)
中 杉 通 り	阿佐谷北 1-32-12	H16. 2. 2～ 2. 5	2・2	沿 道	42 (70)	38 (65)
区・神明通り	宮 前 3-27-10	H15. 6. 9～ 6. 12	1・1	沿 道	53 (65)	46 (60)
区・2103号線	西 荻 北 2-32-1	H15. 6. 17～ 6. 20	1・2	沿 道	44 (65)	36 (60)
区・2133号線	高井戸西 1-17-9	H15. 6. 23～ 6. 26	1・2	沿 道	46 (65)	41 (60)

注：測定値の後の（ ）内は、要請限度値を示す。

区域種の1は、第1種、第2種低層住居専用地域、第1種、第2種中高層住居専用地域、第1種、第2種住居地域、準住居地域、2は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域を表わす。

*1 区域種2については、昼間は8時から20時、夜間は20時から8時。

<第1-2-6表> 環状7号線年度別測定結果（騒音・振動）

測定地点 和泉1-21-9

騒音 (単位：デシベル)											振動 (単位：デシベル)											
時間の区分	年度										時間の区分	年度										
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
昼間 (6～22時)							74	73	77	76	77	昼間 (8～20時)	50	50	52	52	51	52	52	51	52	52
夜間 (22～6時)							73	73	76	76	75	夜間 (20～8時)	49	50	51	51	50	51	52	51	52	52

注：騒音の年度別測定結果は、平成11年度から評価手法等の変更があったので、11年度からの測定値

測定値の網掛けは、無印が環境基準及び要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準を超えたが、要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準及び要請限度を超えた時間区分を表す。

<第1-2-7表> 環状8号線年度別測定結果（騒音・振動）

測定地点 高井戸西1-5-46

騒音 (単位：デシベル)											振動 (単位：デシベル)											
時間の区分	年度										時間の区分	年度										
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
昼間 (6～22時)							73	72	74	74	75	昼間 (8～20時)	51	53	55	54	52	51	50	50	50	52
夜間 (22～6時)							73	73	75	75	76	夜間 (20～8時)	51	54	55	55	52	53	53	51	52	54

注：騒音の年度別測定結果は、平成11年度から評価手法等の変更があったので、11年度からの測定値

測定値の網掛けは、無印が環境基準及び要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準を超えたが、要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準及び要請限度を超えた時間区分を表す。

道路交通騒音常時監視（面的評価）

平成15年度より、杉並区内の幹線道路の自動車騒音の状況について調査を実施し、道路（道路端から50m幅の範囲）の沿道における環境基準を超える住戸の戸数の把握を行なった。

< 第1-2-8表 > 評価結果一覧表

No.	調査区間 単位番号	通称名	車 線 数	評価上の 用途地域	環境 基準 類型	環境基準				騒音レベル(dB)			環境基準達成状況				
						近接空間		非近接空間		基準点		暗騒音	達成戸数		全戸数	達成率(%)	
						昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間		昼間	夜間		昼間	夜間
1	4006	青梅街道	4	商業	C	70	65	65	60	72.2	71.5	41.3	2812	2466	3208	87.7	76.9
2	4075	環八通り	6	近商	C	70	65	65	60	76.5	77.2	45.3	1275	531	1815	70.2	29.3
3	4107	環七通り	6	近商	C	70	65	65	60	76.9	77.7	43.0	1051	354	3024	34.8	11.7
4	34010	五日市街道	2	2住	B	70	65	65	60	72.0	71.5	39.5	717	717	907	79.1	79.1
5	44006	放射5号	6	2住	B	70	65	65	60	71.8	70.9	50.0	318	305	433	73.4	70.4
6	6022	井の頭通り	4	2住	B	70	65	65	60	68.8	69.1	46.2	835	698	835	100.0	83.6
全	区	間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7008	5071	10222	68.6	49.6

【評価結果の総括】

本年度調査における環境基準達成率は、6区間全体で昼間68.6%、夜間49.6%となった。環境基準の達成率を区間別にみると、交通量の最も多い環七通りで最も達成率が低く、交通量の比較的少ない井の頭通りで達成率が最も高くなった。このことから、環境基準の達成状況には、交通量の負荷が最も影響しているものと考えられる。また、大型車混入率の高い環七通り及び環八通りでは環境基準の達成率が低く、特に環八通りにおいて大型車混入率が増加する夜間に達成率が低下する傾向が顕著にみられる。

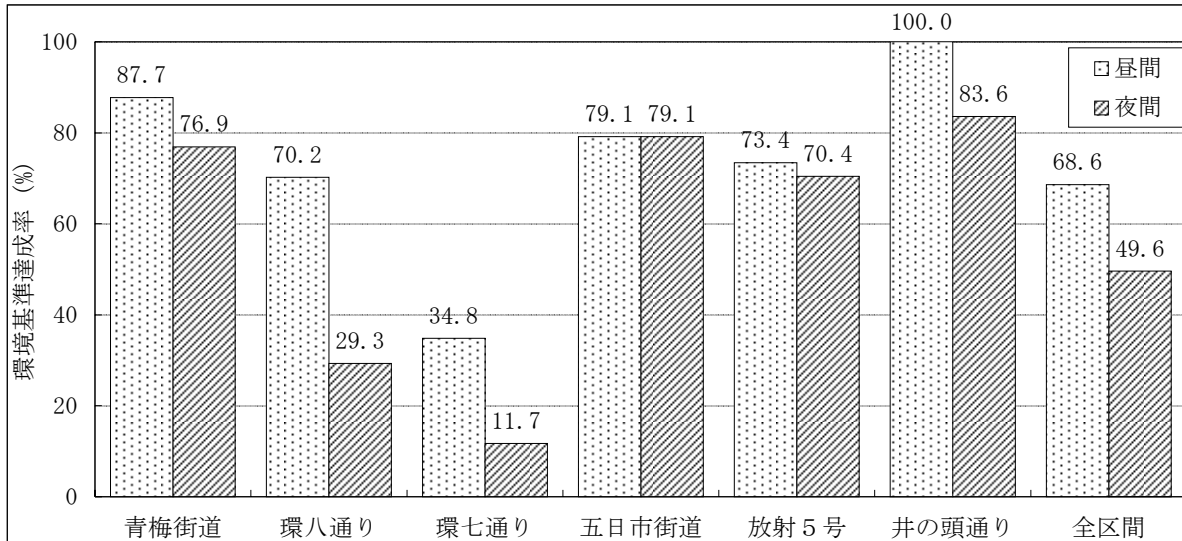
環境基準達成率を距離帯別にみると、道路端に近い距離帯ほど達成率が低い。また、五日市街道は井の頭通りと比較して交通量が少ないものの達成率が低くなっている。五日市街道は井の頭通りに比べ歩道が狭く、車道から住居までの距離が近いことから騒音が減衰せず、達成率が低くなったものと考えられる。

< 第1-2-9表 > 道路別距離帯別環境基準達成率

時間 距離帯	昼間						夜間						達成率(%)
	10m帯	20m帯	30m帯	40m帯	50m帯	道路別 合計 達成率	10m帯	20m帯	30m帯	40m帯	50m帯	道路別 合計 達成率	
通称名													
青梅街道	46.6	100.0	100.0	100.0	100.0	87.7	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	76.9	
環八通り	2.5	100.0	100.0	100.0	100.0	70.2	0.0	0.0	8.2	100.0	100.0	29.3	
環七通り	0.0	23.7	0.0	100.0	100.0	34.8	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	11.7	
五日市街道	11.6	100.0	100.0	100.0	100.0	79.1	11.6	100.0	100.0	100.0	100.0	79.1	
放射5号	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	73.4	0.0	94.0	92.5	100.0	98.6	70.4	
井の頭通り	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	2.1	100.0	100.0	100.0	100.0	83.6	
距離帯別 合計達成率	20.5	76.5	70.6	100.0	100.0	68.6	1.1	49.7	57.8	69.6	99.9	49.6	

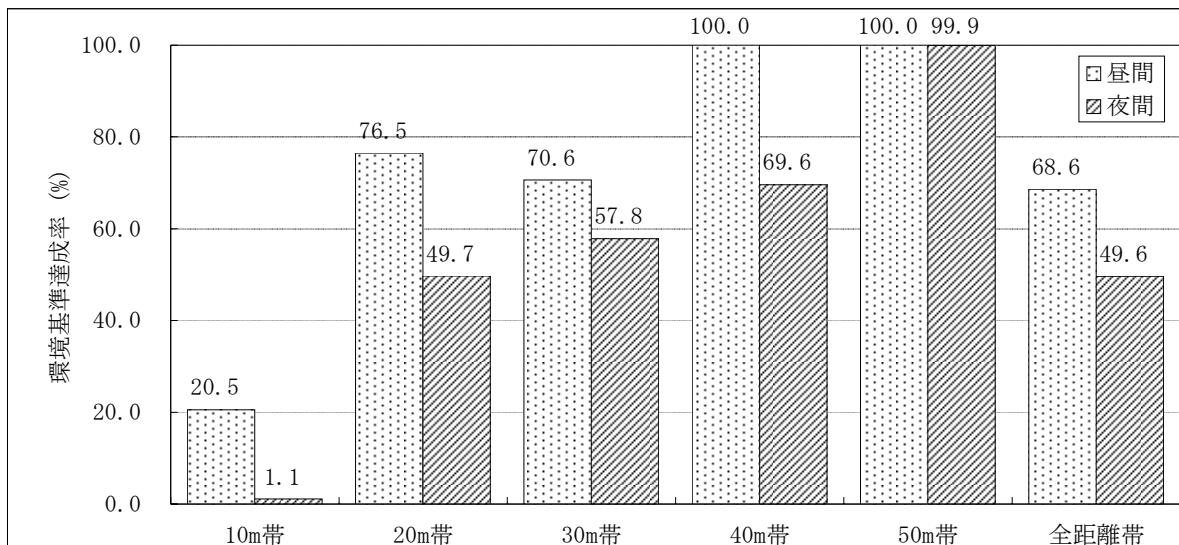
< 第 1 - 2 - 10 表 > 区間別環境基準達成状況

No.	調査区間 単位番号	通称名	昼 間			夜 間		
			達成戸数	全戸数	達成率(%)	達成戸数	全戸数	達成率(%)
1	4006	青梅街道	2812	3208	87.7	2466	3208	76.9
2	4075	環八通り	1275	1815	70.2	531	1815	29.3
3	4107	環七通り	1051	3024	34.8	354	3024	11.7
4	34010	五日市街道	717	907	79.1	717	907	79.1
5	44006	放射5号	318	433	73.4	305	433	70.4
6	6022	井の頭通り	835	835	100.0	698	835	83.6
		全区間	7008	10222	68.6	5071	10222	49.6



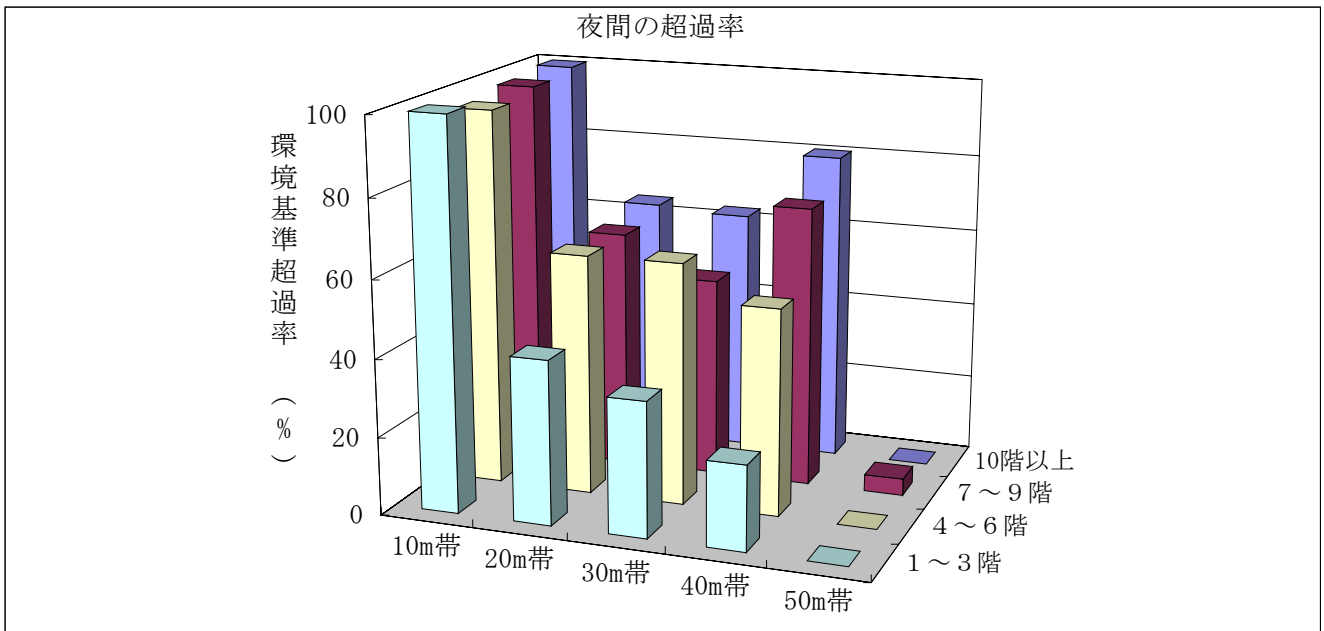
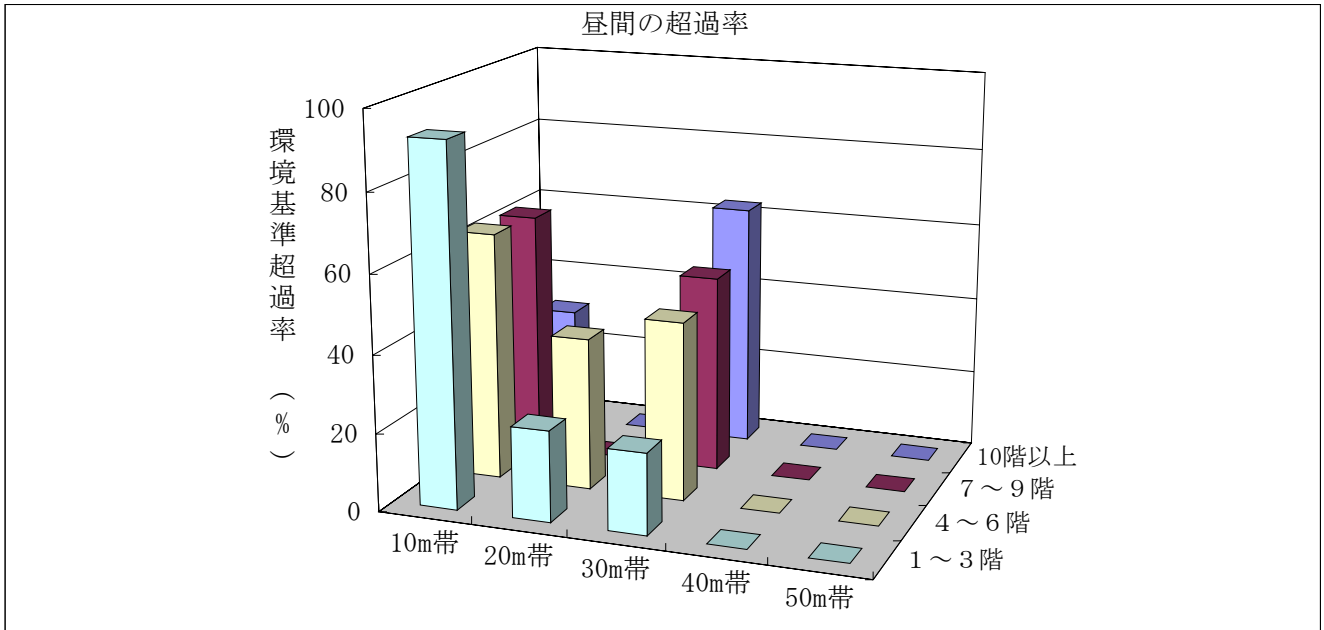
< 第 1 - 2 - 11表 > 距離帯別環境基準達成状況

距離帯	昼 間			夜 間		
	達成戸数	全戸数	達成率(%)	達成戸数	全戸数	達成率(%)
10m帯	525	2564	20.5	28	2564	1.1
20m帯	1921	2511	76.5	1249	2511	49.7
30m帯	1402	1987	70.6	1149	1987	57.8
40m帯	1693	1693	100.0	1179	1693	69.6
50m帯	1467	1467	100.0	1466	1467	99.9
全距離帯	7008	10222	68.6	5071	10222	49.6



<第1-2-12表> 高さ帯・距離帯別環境基準超過率

高さ帯	昼間の環境基準超過率 (%)					夜間の環境基準超過率 (%)				
	10m帯	20m帯	30m帯	40m帯	50m帯	10m帯	20m帯	30m帯	40m帯	50m帯
10階以上	30.5	0.0	63.0	0.0	0.0	100.0	64.2	63.0	80.4	0.0
7～9階	62.5	0.0	50.7	0.0	0.0	98.6	61.5	51.4	72.2	4.3
4～6階	63.8	39.1	45.9	0.0	0.0	96.7	61.8	62.1	53.0	0.0
1～3階	92.4	23.3	20.8	0.0	0.0	100.0	42.1	34.6	21.8	0.0
全階	79.5	23.5	29.4	0.0	0.0	98.9	50.3	42.2	30.4	0.1



騒音の単位は

騒音を表わす単位は「デシベル(db)」を使います。

人間の耳に感じる音の大きさは、周波数の高低により異なった強さに聞こえる性質があります。このため、人間の耳の周波数による強さの違いを補正したものが周波数補正特性といい「A特性」「C特性」「F(平たん)特性」などがあります。

道路交通騒音は「A特性」の補正がしてある騒音計を用いて測定し、以前は「デシベル(A)」で表わしましたが、現在では(A)を省略して「デシベル」で表わします。

● 振動の単位は

振動の大きさは、その振幅、速度及び加速度によって表わされ、また水平方向と鉛直方向の振動に分けられます。そして騒音同様、人体の感じ方は複雑なので、人体に合うよう補正した振動計を用いて振動を測定し、その単位は「デシベル(db)」で表わします。道路交通振動は、鉛直方向のみの振動で測定します。

<第1 - 2 - 13表> 音のめやす

(単位：デシベル)

騒音レベル	めやす
130	(最大可聴音)
120	飛行機のエンジン近く
110	自動車の警笛(前方2m)
100	電車の通過するときのガード下
90	大声による独唱、騒々しい工場
80	地下鉄の車内
70	電話のベル、騒々しい事務所
60	静かな乗用車、普通の会話
50	静かな事務所
40	市内の深夜、図書館
30	郊外の深夜、ささやき声
20	木の葉のふれ合う音

<第1 - 2 - 14表> 振動のめやす

(単位：デシベル)

振動レベル	めやす
55未満	人体に感じないで地震計に記録される程度
55~65	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感じる程度
65~75	大勢の人に感ずる程度のもので、戸障子がわずかに動くのがわかる程度
75~85	家屋が揺れ、戸障子がガタガタと鳴動し、電灯が揺れ、器内の水面が動くのがわかる程度
85~95	家屋の動揺がはげしく、すわりの悪い花びんなどは倒れ、器内の水があふれ、歩いている人にも感じられ、多くの人が戸外にとび出す程度
95~105	壁が割れ、墓石・石灯籠が倒れ、煙突・石垣が破損したりする程度
105~110	家屋の倒壊は30%以下で、山崩れ、地割れが生じ、多くの人々は立っていることができない程度
110超	家屋の倒壊が30%以上に及び、山崩れ、地割れ、断層などが生じる

環境基準とは

環境基本法第 16 条に基づき、騒音について第 2 - 2 - 10 表の環境基準が定められています。この環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準とされています。振動については、環境基準は定められていません。

< 第 1 - 2 - 15 表 > 騒音に係る環境基準 (H10.9.30 環境庁告示第 64 号)

(単位：デシベル)

類地域	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6~22時)	夜間 (22~6時)
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	一般地域	55以下	45以下
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域	一般地域	55以下	45以下
	準住居地域 用途地域の定めのない地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域 商業地域	一般地域	60以下	50以下
	準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

◎幹線道路近接空間に関する特例

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

昼間 (6~22時)	夜間 (22~6時)
70デシベル以下	65デシベル以下

備考1 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

備考2 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・ 2車線以下の車線を有する道路 15メートル
- ・ 2車線を超える車線を有する道路 20メートル

備考3 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。

● 要請限度とは

騒音と振動それぞれについて要請限度が定められており、騒音は騒音規制法第 17 条第 1 項（第 1 - 2 - 16 表）、振動は振動規制法第 16 条（第 1 - 2 - 17 表）に基づいています。

区長は、指定地域内における自動車騒音・道路交通振動が要請限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、騒音については東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による交通規制、最高速度の制限、徐行すべき場所の指定などの措置を執るよう要請することができ、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができます。振動については東京都公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を、道路管理者又は関係行政機関の長に対し交通振動防止のための措置を執ることを要請することができます。

< 第 1 - 2 - 16 表 > 自動車騒音に係る要請限度

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令 (H12. 3. 2 総理府令第 15 号)

(単位：デシベル)

区域の区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間（6～22時）	夜間（22～6時）
a 区域	第 1 種低層住居専用地域	1 車線	65	55
	第 2 種低層住居専用地域	2 車線以上	70	65
	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	近接区域	75	70
b 区域	第 1 種住居地域	1 車線	65	55
	第 2 種住居地域	2 車線以上	75	70
	準住居地域 用途地域の定めのない地域			
c 区域	近隣商業地域	1 車線	75	70
	商業地域	2 車線以上		
	準工業地域	近接区域		
	工業地域			

備考 1 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

備考 2 近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の区市町村道をいう。近接する区域は、車線の区分に応じた道路端からの距離が、2 車線以下の車線を有する道路は 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路は 20 メートルの範囲とする。

< 第 1 - 2 - 17 表 > 道路交通振動に係る要請限度

振動規制法第 16 条及び同施行規則第 12 条(別表第 2)

(単位：デシベル)

区域の区分		時間の区分				
		8時	昼間	19時	夜間	8時
第1種 区域	当てはめ地域					
	第1種低層住居専用地域					
	第2種低層住居専用地域					
	第1種中高層住居専用地域					
	第2種中高層住居専用地域		65		60	
	第1種住居地域					
	第2種住居地域					
	準住居地域 用途地域の定めのない地域				20時	
第2種 区域	近隣商業地域					
	商業地域					
	準工業地域		70		65	
	工業地域					
第2種地域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。						

交通量調査 (隔年実施のため平成 15 年度の数值)

< 第 2 - 2 - 18 表 > 時間帯別自動車交通量及び総交通量

(時間交通量は台数/時間、大型混入率は%)

幹線道路名		環状 7 号線	環状 8 号線	甲州街道	青梅街道	新青梅街道
朝 (6:00～ 8:00)	時間交通量	4,233	3,944	4,196	2,424	1,102
	大型混入率	10	8	5	5	3
昼 (8:00～ 19:00)	時間交通量	4,195	3,821	4,197	2,559	1,201
	大型混入率	7	9	4	3	3
夕 (19:00～ 23:00)	時間交通量	3,645	3,537	3,110	1,905	897
	大型混入率	7	8	2	1	1
夜 (23:00～ 6:00)	時間交通量	2,401	2,221	2,186	1,388	517
	大型混入率	17	17	6	2	4
24 時間	時間交通量	3,584	3,318	3,429	2,098	943
	大型混入率	9	10	4	3	3
総交通量	全交通量	86,004	79,620	82,305	50,340	22,626
	大型交通量	8,006	8,099	3,218	1,293	648

※ 大型交通量は内数

< 第 2 - 2 - 19 表 > 井荻トンネル開通に伴う時間帯別自動車交通量及び総交通量

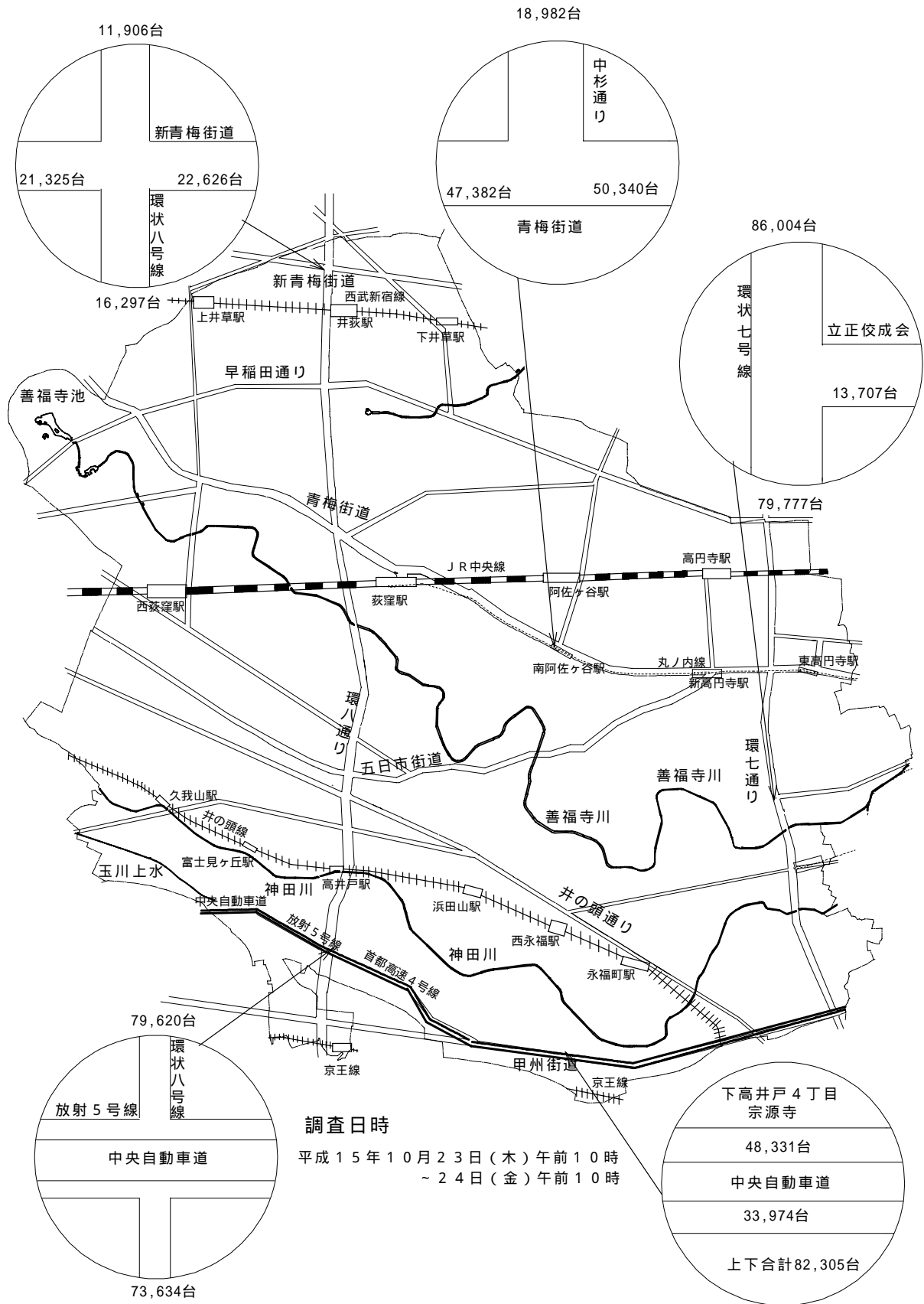
(於：新青梅街道交差点)

(時間交通量は台数/時間、大型混入率は%)

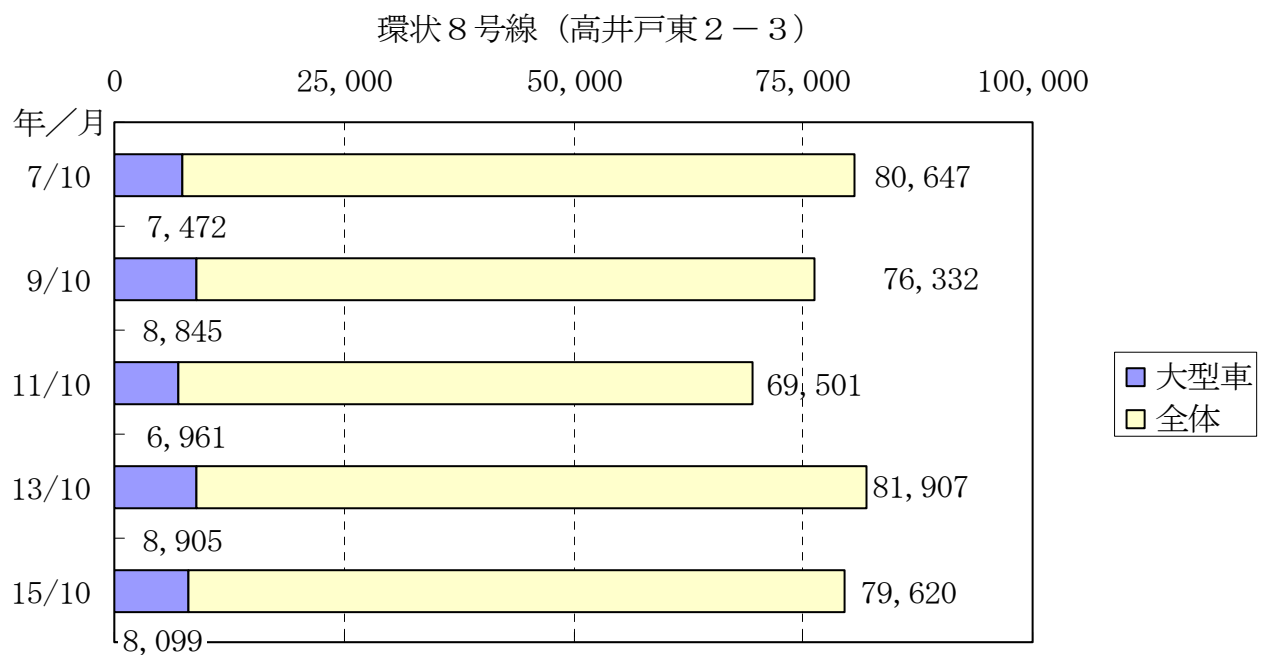
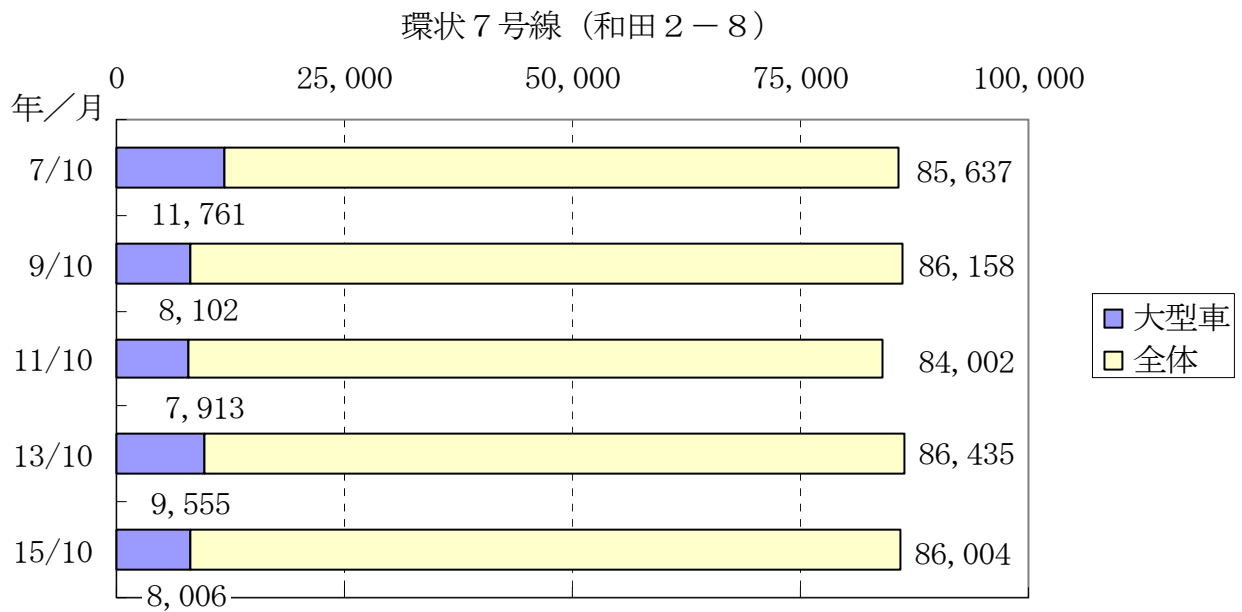
道路名		側道 (地上部分)	地下道 (トンネル部分)	環状 8 号線 計	側道比 (%)	地下道比 (%)
朝 (6:00～ 8:00)	時間交通量	729	2,454	3,183	23	77
	大型混入率	5	10	9	15	85
昼 (8:00～ 19:00)	時間交通量	674	2,378	3,053	22	78
	大型混入率	6	12	10	13	87
夕 (19:00～ 23:00)	時間交通量	460	2,127	2,587	18	82
	大型混入率	2	12	11	4	96
夜 (23:00～ 6:00)	時間交通量	170	1,255	1,425	12	88
	大型混入率	3	28	25	1	99
24 時間	時間交通量	496	2,015	2,511	20	80
	大型混入率	5	15	13	8	92
総交通量	全交通量	11,906	48,357	60,263	20	80
	大型交通量	593	7,023	7,616	8	92

※ 大型交通量は内数

< 第 2 - 2 - 1 図 > 自動車交通量調査結果



< 第 2 - 2 - 2 図 > 環状 7 号線・環状 8 号線交通量経年变化



◆鉄道の騒音と振動

<第 2 - 2 - 20 表> 鉄道騒音・振動定点測定結果（パワー平均）

（単位：デシベル）

線路名	測定場所	軌道構造	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度					
			10/20*									
			騒音	振動	騒音	振動	騒音	振動				
西武新宿線	上井草二丁目	平面	90	68	90	68	91	70	89	72	89	69
中央線 総武線 地下鉄東西線	西荻北三丁目	高架	70	64	71	63	71	57	74	61	75	60
	上荻二丁目	平面	82	67	83	66	82	70	79	71	82	64
	天沼二丁目※注 1	平面	/	/	/	/	83	69	81	70	81	67
	高円寺北四丁目	高架	75	57	76	55	78	55	76	57	78	56
	高円寺北一丁目	高架	75	57	76	56	76	58	73	56	76	56
井の頭線	浜田山三丁目	平面	86	68	86	69	87	65	85	65	87	66
京王線	上高井戸一丁目	高架	78	60	77	61	76	63	77	64	76	62

*：測定方法

※注 1：測定地点の変更（阿佐谷南三丁目→天沼二丁目）

直近の軌道中心から直角方向 6.25m 地点を測定点と定め、マイクロホンの高さは地上 1.2m とし、通過する電車の上り、下り合わせて連続する 20 本の騒音及び振動のピークレベルを読み取り、上位 10 本について平均したものを [10/20] で示します。

騒音については、パワー平均で算出しました。（パワー平均とは、dB 値をエネルギーに換算して平均をとり、その値を再び dB 値に換算したものです。

推定等価騒音レベル（単位：デシベル）

	昼間	夜間	測定場所
西武新宿線	72	68	上井草二丁目
井の頭線	65	58	浜田山三丁目

環境庁の「在来鉄道の 신설又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」に基づき、等価騒音レベルの推定値を測定結果より算出しました。（指針値昼間 60 デシベル夜間 55 デシベル）

注 等価騒音レベル：全列車の騒音のエネルギー値を昼間 54,000 秒（朝 7 時から夜 22 時）夜間 32,400 秒（夜 22 時から翌日朝 7 時）で割り、平均のエネルギー値を求め、「騒音レベルに戻したもの。

マイクロホンを線路から 12.5m、地上 1.2m の地点に置いて 3 時間測定し、1 列車ごとの騒音のエネルギー値を類型別に算出し、測定結果と列車本数により推定値を求めた。